

山梨県立大学転学部・転学科に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2208号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第19条に規定する転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）に関し志願する者がある場合に必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 転学部等は、別に定める場合に限り、実施することができる。

(人員)

第3条 転学部等の人員は、別に定めるとおりとする。

(要件)

第4条 転学部等を出願できる学生は、別に定めるとおりとする。ただし、過去に転学部等を許可された者は、転学部等の再出願はできないものとする。

(出願)

第5条 転学部等を志願する学生は、所定の期日までに転学部・転学科願書（別記様式）を学長に提出しなければならない。

(選考及び許可)

第6条 転学部等の選考は、教授会が定める方法により、学科が行う。

2 学長は、関係する学部の教授会の議を経て、転学部等を許可することができる。

(時期)

第7条 転学部等の時期は、学年の始めとする。

(受入年次)

第8条 転学部等を許可された者の受入年次の扱いについては、教授会の議を経て、学長が定める。

(既修得単位の取扱)

第9条 転学部等を許可された者の既修得単位の取扱については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、転学部等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規程の施行の日前から在学する者に係る山梨県立大学転学部・転学科に関する規程別記様式の適用については、「支援者」とあるのは「保証人」とする。

別記様式（転学部・転学科に関する規程第5条関係）

転学部・転学科願書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

（志願者）

学部 学科 年次

学籍番号
氏名
生年月日
郵便番号
現住所
電話番号

（支援者）

氏名
郵便番号
現住所
電話番号
本人との関係

次のとおり転学部・転学科を志望しますので、願い出ます。

1 志望する学部・学科 学部 学科

2 志望する理由

添付してある「志望理由書（様式自由）」のとおり

（注）本人及び保証人の氏名等については自署のこと。

志 望 理 由 書

氏 名		学籍番号	

○ 志望理由書については、様式自由であるので、別様式で提出して構わない。